

## 北本市立学校の適正規模等に関する 基本方針について

わが国の少子高齢化・人口減少の急速な進行は未だ回復の兆しを見せず、本市においても、平成27年（2015年）から平成42年（2030年）までの間に、総人口が12.4%減少することが見込まれています。

その一方で、高齢化率については、平成27年の26.7%から、平成32年（2020年）には31.3%に増加する見込みとなり、国や県と同様に、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいく見通しとなっています。

本市立小・中学校に在籍する児童生徒数の推移に視点を当てると、昭和46年（1971年）の市政施行前後からの人口の急増に伴い、児童生徒数も増加傾向にあったことから、市内小・中学校の開校が進められてきましたが、昭和57年度（1982年）の10,493人をピークに、その後は減少に転じ、平成26年度（2014年）には、ピーク時のおよそ半分となる5,218人となり、その後も減少傾向が続いている状況となります。

一方、これまで整備が進められてきた小・中学校施設の多くは、建築後30年を超えており、既に大規模改修が一部の施設で行われているものの、既に40年以上経過している施設もあることから、施設の改修や更新について、様々な課題もあります。

各自治体における少子化に伴う学校の小規模化への対応については、必要な検討がすでに行われている自治体もある一方で、様々な事情から検討が進んでいない自治体もあり、国全体としては、標準規模を大きく下回る学校が相当数存在している状況となります。

こうした小規模校には、きめ細かな個別指導が実施しやすい等の利点がある一方で、社会性の育成に制約が生じるなどの教育指導上の課題も存在し、本市においても、今後、少子化がさらに進むことが予想される中で、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点、学校の老朽化等の課題を踏まえながら、地域実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模について、主体的に検討することが求められています。

この重要な課題を将来にわたって継続的に検討していくため、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校の果たす役割の再確認と、学校教育の目的と目標をより良く実現するため、本市における学校規模の適正化等に関する基本的な考え方として「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」を定め、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題に対応していきます。

【参考①：標準学級数に関する関係法令抜粋】

学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）  
（平一九文科令四〇・追加）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。  
（平二九文科令四・追加）

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

【参考②：通学距離に関する参考法令抜粋】

【参考】義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十二年六月二十七日政令第百八十九号）  
（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

※「法」は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十二年法律第八十一号）を指す。

【参考③：学級編制に関する関係法令抜粋】

【参考】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律  
（昭和三十三年五月一日法律第百十六号）

（学級編制の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級	四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）	八人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人